

○熊本県公物等指導員業務要領

(昭和 61 年 10 月 28 日告示第 795 号)

改正 平成元年 4 月 26 日告示第 344 号 平成 6 年 9 月 30 日告示第 758 号の 2

平成 12 年 4 月 5 日告示第 355 号

熊本県公物等指導員業務要領を次のように定める。

熊本県公物等指導員業務要領

(目的)

第 1 条 この要領は、公物の管理、道路法違反行為等に対する指導監督、河川法違反行為等に対する指導監督並びに屋外広告物の適正表示に関する監視及び指導の適正な執行を図るため各地域振興局及び熊本土木事務所に非常勤職員として置く公物等指導員(以下「指導員」という。)の業務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第 2 条 指導員は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 公物管理補助業務

ア 次に掲げる現場の調査を補助する業務

(ア) 道路、河川等が占用又は使用されている現場

(イ) 道路、河川等の境界を確認する現場

(ウ) 道路、河川等の用途を廃止する現場

(エ) 道路、河川等の付替をする現場

(オ) 道路、河川等における不法投棄物・汚濁水通報による現場

(カ) 河川等における水利使用を行っている現場

イ 測量作業を補助する業務

ウ その他所属長が必要と認める業務

(2) 道路監視業務

ア 国道又は県道を巡回し、次のいずれかに該当する者に対し、行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転若しくは除去、当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設の設置又は道路の原状回復を指導する業務

(ア) 道路法若しくは同法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

(イ) 道路法又は同法に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

(ウ) 詐欺その他不正な手段により道路法又は同法に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

イ その他所属長が必要と認める業務

(3) 河川監視業務

ア 1級河川の指定区間及び2級河川を巡回し、次のいずれかに該当する者に対し、行為の中止又は容易な現状回復を指導する業務

(ア) 河川法に基づく許可又は承認を受けることなく行為している者

(イ) 河川法に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

イ その他所属長が必要と認める業務

(4) 屋外広告物監視業務

ア 所管区域を巡視し、屋外広告物が熊本県屋外広告物条例の規定に適合しているかどうかを確認する業務

イ 熊本県屋外広告物条例に違反して広告物の表示等を行っている者に対し、除却、改善等の必要な措置をするように指導をする業務

ウ その他所属長が必要と認める業務

(身分証明書の携帯)

第3条 指導員は、前条第2号から第4号の業務を行う場合においては、身分証明書(別記第1号様式)を携帯し、関係人の請求があった場合にはこれを提示しなければならない。

(服務の報告)

第4条 指導員は、第2条第2号の業務に従事した場合には、道路監視業務日報(別記第2号様式)及び業務日報内訳書(別記第3号様式)を作成し、所属長に報告しなければならない。

2 指導員は、第2条第3号の業務に従事した場合には、河川巡視報告書(別記第5号様式)を作成し、所属長に報告しなければならない。

3 指導員は、第2条第4号の業務に従事した場合には、屋外広告物巡視報告書(別記第4号様式)を作成し、所属長に報告しなければならない。

(監理員等の任命等)

第5条 知事は、指導員を道路法第71条第4項の規定に基づく道路監理員に任命することができる。

2 知事は、指導員を河川法第77条第1項の規定に基づく河川監理員に任命することができる。

3 知事は、屋外広告物法第7条の規定に基づき同条に規定する業務を指導員に行わせることができる。

(雑則)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項については、別に定めることができる。

附 則

この要領は、昭和 61 年 10 月 21 日から施行する。

附 則(平成元年 4 月 26 日告示第 344 号)

この要領は、平成元年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月 30 日告示第 758 号の 2)

この要領は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 5 日告示第 355 号)

この要領は、平成 12 年 4 月 5 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(別記第 1 号様式)

[別紙参照]

(別記第 2 号様式)

[別紙参照]

(別記第 3 号様式)

[別紙参照]

(別記第 4 号様式)

[別紙参照]

(別記第 5 号様式)

[別紙参照]